(趣旨)

- 第1条 この要綱は、鹿児島市が発注する業務の委託の契約(以下「業務委託契約」という。) に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)について、競争入札手続 の透明性の向上を図りその公正性を確保するため、業務委託契約に係る予定価格の競争入札 後の公表(以下「事後公表」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。 (公表の対象)
- 第2条 事後公表の対象とする業務委託契約は、鹿児島市物品購入等入札参加資格審査要綱(昭和62年12月1日制定)第1条第2項各号に掲げる業務又は鹿児島市建設工事等競争入札参加資格審査要綱(昭和56年3月1日制定)第7条第1項に規定する鹿児島市建設工事等競争入札参加有資格業者名簿に登載された者を指名して発注する次に掲げる業務に係る業務委託契約のうち、競争入札に付されたものとする。
 - (1) 道路等ののり面伐開(除草を含む。)業務
 - (2) 公園の清掃又は樹木維持管理の業務
 - (3) 道路施設等の花壇又は街路樹の維持管理業務

(事後公表の時期)

第3条 事後公表は、当該業務委託契約の締結後速やかに行う。

(事後公表の方法等)

- 第4条 事後公表は、市政情報コーナーにおいて、当該業務委託契約に係る入札執行調書(以下「調書」という。)の写しを閲覧に供する方法によって行う。
- 2 前項の閲覧は、当該業務委託契約に係る入札日の属する月の翌月の初日から起算して1年 を経過する日まで行う。

(調書の写しの提出)

第5条 課長(教育委員会を除く各行政委員会に置かれた事務局及び監査事務局にあっては当該事務局の長、課に準ずる組織にあっては当該組織の長)は、事後公表の対象となる業務委託契約を締結したときは、当該業務委託契約の締結後速やかに調書の写しを企画財政局財政部契約課長に提出しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行し、同日以降に競争入札に付される業務委託契 約から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年9月13日から施行する。ただし、令和元年9月30日以前に行う業務委託契約に係る入札執行事務において、当該業務委託の契約の締結日が令和元年9月30日 以前である場合は、なお従前の例による。